札幌家庭裁判所家庭裁判所委員会(令和5年5月23日開催) 議事概要

1 日 時

5月23日(火)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所

札幌家庭裁判所大会議室(6階)

- 3 出席者
 - (委員)相内亮、伊藤伸一、小形修一、岸洋介、小山和利、栗原壯太、下澤良太、 須藤勝也、寺林智栄、傳法滋、長谷川俊、山本健晴(※敬称略・五十音順)

(説明者) 松村英樹家事次席書記官

(裁判所) 千村隆首席家庭裁判所調査官、平野裕章家事首席書記官、菅野福道少年首 席書記官、丸山又生事務局長

(庶 務) 木下元裕事務局総務課長、梅澤曜年事務局総務課課長補佐

4 配布資料

配布資料あり (添付省略)

- 5 進 行
 - (1) 議事

ア 委員の退任、任命についての報告

前回の委員会以降、石橋洋太委員、加藤和宏委員、小松和行委員、堀本厚委員、 向俊孝委員が退任され、新たに伊藤伸一委員、岸洋介委員、寺林智栄委員、長谷川 俊委員、樋口雅宏委員がそれぞれ任命されたことが報告された。

- イ 「成年後見制度について~現状と課題」の説明
- ウ 質疑応答及び意見交換

質疑応答及び意見交換の概要は、別紙のとおり(ただし、別紙には上記イの一部 を含む。)

(2) 次回の予定等

ア 委員会日程 令和5年12月1日(金)午前10時00分

イ テーマ 「補導委託」

概 要

□委員長 ●委員 △説明担当者

- □ 本日のテーマである「成年後見制度〜現状と課題」について、まず、皆さまに成年後 見制度や後見人の事務に関して説明したDVDを御視聴いただきたいと思います。その 上で、札幌家庭裁判所所属の松村次席書記官から、同制度の沿革、現在の取組、今後の 課題等について説明を行います。
- △ 「成年後見制度について」の説明(省略)
- □ 成年後見制度について、今後、裁判所がより効果的な運用に向けた取組を進めるため に、地方自治体や中核機関などと裁判所の連携の在り方、裁判所のこれまでの取組を通 して見えてきた課題について御意見、御感想をお聞かせいただければと思います。また、 先ほどの説明について御不明な点などがございましたら、どうぞ御遠慮なくお聞かせい ただければと思います。
- 裁判所として、問題意識を持って、改革を重ねてきたことが分かりました。行政と福祉の連携やネットワークの構築が重要という説明があり、まさにそのとおりだなと思いました。恥ずかしながら、中核機関という存在を知りませんでした。ただ、説明をお聞きしても、中核機関がどのような活動しているのかイメージをはっきりとは持てておらず、知りたいという思いがあります。説明の最後のところで苫小牧での実例をお伺いし、家庭裁判所の方から支援センターに出向いて、課題は何だろうと探って、分析して、対応策を考えるという作業を不断に繰り返していることは大事であると思いました。
- □ 中核機関の機能につきましては、利用促進計画の中でいくつか考えられているところです。各自治体の状況に応じて、どこまでできているかは異なるのではないかと認識しておりますが、一般的な機能について、説明していただけますか。
- △ 地域連携ネットワークを構築するという大きな目標がありますが、中核機関としては それをコーディネートする役割として、いろんな協議会を作ったり、結びつけたりして います。一番多いのは、地域の社会福祉協議会が、市の福祉計画に則り中核機関として 位置付けられて、その中核機関自体である福祉協議会が法人後見をしたり、市民後見人 養成講座を開いたりとか、一般の方の相談業務などを担っていることが多いのかなと思 います。
- 成年後見制度についての協議ということで、事前にホームページで少し予備知識として学んできたつもりでしたが、今日のビデオを見て大変よく分かりました。やはり権利や財産をきちんと守るというのは大切な仕組みだと思いますし、その分、きちんと手続を取らなければいけないことも十分に分かりました。私は教育の分野に関わっているので、周りの方に後見制度について知っているかを聞いてみましたが、やはり先生方の中でも、一般の社会人としてということですが、この制度を知らない方は多かったです。聞いたことはあるけれどもよく分からないという反応でした。後見制度の対象となるの

が、例えば、高齢の方、それから障害をお持ちの方ということでしたので、特別支援学校の生徒さんやその保護者の方にどれくらい知られているのか関心があったので聞いてみたところ、やはりそれほど知られていないのが現状でした。ただ、学校と学校がある市町村との連携がうまくいけば、制度のPRがうまくいき、地域住民の間に広がっていくのではないかと思いました。こうした制度が広まるのは時間がかかり、アプローチの仕方も工夫が必要だと思うのですが、制度の全てを伝えようとすると、難しいという印象を持ってしまい、問合せをしづらくなるので、お困りの場合はこちらへという入口だけはきちんと分かりやすく示して、徐々にステップアップしていくと、制度が広がっていくのではないかと思いました。

- □ 子供の段階ですと、まだ親御さんが親権を持っておられますので、すぐに後見の問題が出てくるということではないと思いますが、将来的に成人になられた時には、一人でいろんな行為をすることがちょっと難しいということで、後見制度の問題が出てくるだろうと思っております。特別支援学校に通っておられるようなお子さんですと、後見まで必要な状態なのかどうか分からないところではありますが、将来的には視野に入れておくことが必要になってくる場合もあると思っております。引き続き、関心を持って見ていただければ幸いに存じます。
- ▶ このテーマを取り上げていただきまして、本当にありがとうございました。このテー マをお願いした立場だったのですが、何でお願いをしたかというと、私自身が重度の知 的障害者である義理の弟の親族後見人をしており、弟の住所地を管轄する家庭裁判所に 申立てのために行ったりとか、意見聴取を受けたりとか、後見事務報告書を提出したり しています。また、専門職後見人として活動できないかと考えて、私自身が社会福祉士 の資格を取り、今年の4月には、自宅の住所地を管轄する家庭裁判所の名簿に登載され ました。このように、後見制度に対する関心が高かったということからテーマで取り上 げてほしいとお願いしました。団塊の世代が後期高齢者になり、2050年、60年に 向けて高齢化が進み、一人暮らしの方も増えて、その中のかなりの人数が認知症になる ことも予想される中で、後見制度が社会の基盤を作っていくというか、セーフティネッ トになっていくと思いますので、制度を広く知ってもらうことがすごく重要だと思って います。私はメディアの分野に関わっているので、通常のニュースや番組の中で、後見 制度について、どのようにしたら分かりやすく伝えることができるだろうかとか、この 制度の必要性を理解していただくには何ができるだろうかを考えることがよくあるので すが、今は妙案がないところです。今日のような機会でいろんな人が制度を知るきっか けになったり、出前のような形でニーズを掘り起したりするなど、メディアも含めてそ れぞれの立場で地道な活動を続けていくことが大切だろうと思っています。一方で、後 見制度について勉強したりとか、実際に利用する場面に直面したりすると、使い勝手が 必ずしも良いわけではない制度にも思えてしまいました。今日の説明の中にもありまし たが、被後見人が亡くなるまで制度の利用が続くので、親族後見人を行っている私が亡

くなってしまったら、市民後見人や専門職後見人の方にお願いせざるを得ない場面も考 えられ、その場合、後見人の報酬はどうするのかとか、そういうことを考えると申立て をためらう人も多いのが実情だろうと思います。実際に、申立てを考えている人からも そういう話を聞きました。ただ、業務上横領のような被害が出ている現状の中では、安 易な制度設計は当然できないので、限界というのも理解しているつもりです。もう一つ 親族の立場から言えば、どうしても報酬を毎月お支払いしていくことに対する抵抗感の ようなものがあって、私のように社会福祉士になると、年金受給者などが被後見人にな るケースが多いので、報酬は月々2万円ぐらいですが、例えば弁護士の先生になると、 5万円とか、財産が多い場合は8万円とかになるという話を聞いたこともあります。報 酬を毎月お支払いしていくことへの抵抗感がある一方で、報酬を安定的に保証していか ないとこの制度が広がらないと思います。全くの市民後見人によるボランタリーでどこ までやれるか、つまり善意でその社会のセーフティネットを保障していくというのは、 少し無理があると思います。自治体による報酬の助成制度がありますが、これは地域格 差が大きいので、公的な保障が基盤として整備されると制度が広がっていくのではない かと思っています。後見制度は、介護保険と車の両輪のように始まった制度ですが、一 方は大きな車輪になって、もう一方は小さい車輪しかなくて、うまく機能できていない ところを家庭裁判所が奮闘しながら制度を支えていると思いますので、後見制度への理 解を広がるようなムーブメントが起きることに期待しています。

- □ 貴重なお話ありがとうございました。実際に後見人として仕事をしていただいている とのことのですが、後見事務報告の際の裁判所の対応などについて何か問題はございま すか。
- 事前に書面で意思表明をして疑問点を確かめていくという過程を経ておりますし、報告書を提出しても、その報告書をきちんと読み込んでいただいた上でのリアクションを受けていますので、かゆいところに手が届くような対応を取っていただいております。もしかしたら書記官によるところが大きいのかなとも思いますけど、困っているようなことはありません。
- 質問が二つあります。財産管理のみならず、意思決定支援、身上保護も行っていくということで、意思決定支援、身上保護というのは言葉ではなんとなくイメージが湧くのですが、具体的にどのような支援をされているのでしょうかというのが一つ目の質問です。もう一つは、財産管理の適正確保について、後見人の他に後見監督人を選任する、年に一回の後見事務報告を行ってもらう、さらに後見制度支援信託、支援預貯金というのがあるということでしたが、実際に運用する場面で、後見人の活動の適正確保について、裁判所で留意されていることなどがございましたら教えていただきたいと思いました。
- △ 身上保護に関しては、チームで見守っていこうということで、中核機関とか、市の福祉担当者とか、場合によっては専門家なども入って、御本人がどのようなことを希望さ

れているのかを汲み取って身上保護にあたっています。対裁判所ということになれば、 御本人のニーズですとか、若しくは、後見人を選任するときに、法的問題があるのかと か、そういった情報を中核機関や申立人から裁判所に伝えてもらった上で、例えば、身 上保護の関係を重視した方が良いということで社会福祉士を選任したり、法的問題があ るから弁護士が良いとか、親族が寄り添っていけるから親族後見人が良いとか、若しく は、生活も安定しているので場合によっては市民後見人が良いというように、御本人の 状況に合わせて態勢を作っていくということかと思います。また、財産管理の適正確保 については、1000万円とか2000万円とか、金額が大きい場合には信託を勧めた り、信託をしない場合には後見監督人を選ぶ又は複数後見人として専門職と親族を選任 するなど、ケースバイケースで、財産管理が適正に行われるように監督する形態を裁判 所の方で考えているという状況です。

- 意思決定支援、身上保護に関して、裁判所のスタンスとしては、財産だけしっかり保全されれば良いというのではなくて、本人の意思としてはどのようなことが推測されるかを丁寧に配慮して、この制度を通じてより良い生活を送ることができるようにするという視点を持って監督するという姿勢で、できる範囲のことをやっていくというところがあるのかなという感想を持っております。また、財産管理の適正につきましては、信託や監督人の選任に限らず、日常の業務としては、出された資料とか、通帳の入出金の記録とかをしっかり精査しているのですが、残念ながら、わずかであるかもしれませんが、問題のある財産管理が見受けられるため、そういうところもしっかり注視しなければいけないところがありますので、日常の業務の中で、後見人の方がしっかり管理しているかに目を配って、問題があったり、こうした方がいいのではないかという点があったら、遅滞なく後見人にアドバイスをしたり、場合によっては指導をしています。
- □ 意思決定支援の理念としては、御本人が完全な判断能力をお持ちだと仮定した場合に、 どういう暮らしを送りたいだろうかということを考えて、それを実現できるような活動 を後見人が行うという考え方ではないかと思います。いたずらに本人の財産だけを保全 していればいいということではなくて、施設の選び方とか、どんな介護を受けたいだろ うかということにきちんと配慮して、それを実現していくことが重要ではないかと思っ ております。また、財産管理の面で言いますと、残念ながら不正行為というのも一定程 度あるところで、裁判所としても、監督の際にその兆候を見つけたときには、即座に銀 行へ照会とか、銀行に出金の停止を依頼するなどした上で、特に悪質な事例については 告発をしています。
- 成年後見制度ができた経緯や現状の課題などについて詳しく分かりやすく説明していただいて、本当に勉強になりました。今後の目指すべき方向性についてですが、高齢者がどんどん増えてくる中で、身体も知的能力も衰えが見られ、また社会的に孤立し、経済面でも苦しい方がどんどん増えていく中で、地域でいかに安心安全に暮らすことができるかということになると、まさしく福祉、行政、司法でしっかりと支えていくような

仕組みが大事になってくるのかなと思います。そこをコーディネートしてくれる機関としての中核機関や地域の市町村の役割が大事かなと思います。ただ、人材育成できるような余裕のある市町村が今後少なくなってくるであろうと考えると、裁判所ができるだけ地域の方に入って、後見制度を浸透させていくことが良いと思います。 振り込め詐欺のような事件を見ていると何とかならないのかという思いがして、成年後見制度の対象ではない方も多いのかなと思うのですが、今後、このような事件を防ぐためには、地域のネットワークというものが何よりも大事になってくるのかなと思いますので、制度をより使いやすく、日常的な制度として発展すると良いのかなと思いました。

- 教育の現場においては、成年後見制度というのは馴染みのない言葉で、今日、改めてお話を聞いて、制度の必要性が分かって、学びになったなと思っています。教育との比較をしてみますと、子供たちは将来この社会を担っていく大切な存在として自分らしい生き方ができるように意思決定をすること、それから共生社会の実現のために、仲間と共に多様性を認めながら協力して社会を築いていくことが必要だということで、様々なところでこのような考え方が大切にされているということなのだろうと改めて感じた次第です。どこの場面でもネットワーク作りというのは大切ですし、ネットワーク作りは人がしっかりしないと上手くいかないなといつも感じているところです。
- □ 是非お子さんたちには、これからは、社会全体で支え合うという視点を伝えていただければと思います。
- 成年後見制度の導入の経緯ですとか、昨今の高齢化の実情とかを考えますと、裁判所の取組ですとか、今後の課題がどうしても認知症を中心とする高齢者の問題にシフトしていくのはやむを得ないかと思うのですが、実際に後見を担当した立場から致しますと、一定数の若年層、例えば知的障害ですとか精神障害ですとか、そういった方々の利用がありまして、そういった方についての特有の問題、特に現代的な問題ということがあるということを、私自身は経験がないのですが、見聞きしております。例えば、アプリ決済ですとか、そのような決済方法を後見制度の利用者が使っている場合に、財産管理が非常に難しいところがあって、例えば、後見人の口座の方がその決済アプリなどと紐づけられていて、気がついたらどんどん決済アプリの方にお金が回っていることがあります。ですが、その携帯電話を取り上げるわけにいきませんので、お金の管理が非常に難しくなっていくという問題ですとか、被後見人や被保佐人が暗号資産を持っている場合には、やはり後見人が財産管理をしにくくて、大きな財産的損害が発生するリスクがあるとか、そういった課題があると聞き及んでおります。そのような現状においては、裁判所と後見人が協議しながら対応していくという方法しかないのかなと思っているのですが、システム的な対応ができればいいなと思っています。
- □ 貴重な御指摘ありがとうございます。裁判所は、後見人の活動を監督するという形で 御報告をいただいているのですが、基本的な態度としては、後見人は御本人のために活 動する裁量権を持っておられるので、基本的には後見人の判断を尊重するということで

はないかと思います。細かなお金の出し入れについて、いちいち追及するということは 現在も行っていないと思います。一方で、不正防止をどうするかということも問題では ありますし、不正ではないけれども適切に管理されているかというところまで裁判所が 監督できるのかというと、なかなかそこが難しいということもあり、いわばネットワー クという形で、いろんな力をまとめて、そういう問題に対応しようというのが現在の基 本的な考え方ではないかと思います。引き続き各専門職の団体の皆様と意見を交わしな がら、より良い制度を作っていきたいというように考えているところです。

- 私は表面的なことしか後見制度を理解していませんでした。今日DVDを見せていただき、また、松村次席書記官からも御説明をいただきまして、非常に理解することができました。また、各委員からも、今いろんな御意見をいただきまして、メリットも多いのですが、デメリットもあるのだなということも理解することができました。認知症は65歳以上が2020年で600万人もいるということで、2025年には700万人近くになるというようなお話を聞いております。5.4人に1人が認知症になるとのことです。先ほど言ったように、後見制度にはメリットも非常に多いということで、地域の共生社会の実現ということに対して、家庭裁判所の方でいろいろ努力されているということがよく理解できました。裁判所のエレベーターに乗るときに、成年後見制度の説明会という看板を見かけることがありまして、これはどなたを対象にして行っているのかといつも疑問に思っていたのですが、それをお聞かせ願いますでしょうか。
- △ 成年後見制度のことを知りたいという人ですとか、申立てを考えている人とか、予約制になっていて、電話があれば、説明会をいつやりますので来てくださいということで集まっていただいている会になります。
- 年に何回ぐらい実施しているのですか。
- △ 2週間に1回です。
- 家庭裁判所でも積極的に説明会を開いているということでしょうか。
- △ はい。本庁では人数が多いのでこういった形になりますが、支部であれば来庁者に対し、先ほどのDVDをすぐ見ていただいたりとか、説明などを随時その場で行っていたりするという状況です。
- 私は民生委員として、地域で、高齢者や障害を持っている方とか、いろいろな方と会う場面があります。民生委員として回っていて、ほとんど老老介護状態というような状況で、町内会でも何でもそうですが、本当に高齢化が進んでいます。この高齢化の速度ですが、私は清田区に住んでいて、清田区は意外と若い地域と昔から言われていたのですが、高齢化になる速度が10区の中で一番速くて、地域を回っていると、本当に一人暮らしが多くなっていますし、お子さんがいても本州の方に住んでいて近くにいないことが多いです。そのような実態で、今日の説明を聞いて、一番良かったなと思ったのは、市町村に後見開始の審判の申立権が与えられたという点です。家族などが見守ることができないような一人暮らしの人たちがこれからますます多くなると思うのですが、そう

すると、市町村などが支援するような形で見守らないと、これからどうにもならなくな るのかなというのは実感しています。後見制度は絶対必要だと思います。

- DVDあるいは詳細な御説明いただきまして、制度について改めて理解を深めたとこ ろです。私は札幌市の行政を担当していますので、後見制度について少し補足を致しま す。札幌市でも成年後見制度利用促進基本計画を定めておりまして、令和3年に作って から3年間、今年度までの取組計画を設けています。御紹介がありました地域連携ネッ トワーク、いわゆる中核機関として、令和4年3月に札幌市成年後見推進センターを設 置しました。実際に運営をしているのは札幌市社会福祉協議会になります。熱心に取り 組んでいるところではありますが、市民意識調査を札幌市でやっておりまして、令和3 年と4年の結果を御紹介しますと、「成年後見制度の名称だけではなく、内容も知って いる」と回答した人の割合は、令和3年が30.1%であったのが、令和4年は35. 5%になり、これが大幅な増加なのかどうか分かりませんが増えている状況です。「制 度を利用したいと思う」という回答も、24.5%から32.7%に増えているという 状況です。ただ、一方で年代別で見ますと、70代以上の方が「制度を利用したいと思 うか」という問いに対して27.5%ということで、コアな部分の世代の方が、利用し たいと思う割合が一番低くなっているという状況です。逆に多いのが40代で40. 8%になります。いずれにしても、後見制度が導入されて日が経ちますが、利用促進と いう取組がまだ日が浅いというところが、こうした結果に出ているのかなと思いますし、 この取組を続けていくことで、知っているあるいは利用したいと思う人の割合も増えて いくのではないかと期待しております。お話にありましたように、福祉、行政、司法と の連携が必要ということで、私共も十分に役割を発揮して、制度の浸透、利用促進を進 めていきたいと考えております。
- □ これからも自治体と連携をして努力したいと思いますので、よろしくお願いいたしまます。

以上